

内水面漁業の振興について

【提案先】 農林水産省

1. 提案内容

(1) 外来魚対策の推進について

- 国が主体となった外来魚捕獲の推進と十分な財源の確保
- 蔓延した外来魚の生息数減少と蔓延が懸念される外来魚の防除技術の開発
- 電気ショッカー等で外来魚防除を目的に捕獲できるよう漁業調整規則改正の認可

(2) 内水面における魚病対策について

- 新たな魚病の侵入防止対策の強化
- 水産用医薬品の効能拡大

2. 提案の理由

内水面漁業振興法が成立し、基本方針に沿った振興策が総合的に推進されようとする中で、以下を提案。

(1) 外来魚対策の推進について

- 外来生物法では「特定外来生物」の防除は国が行うとされるが、現状は国の補助により県や漁協が対応。国による捕獲の推進と、県、漁協への財政的支援が必要。
- 生息数が減少し捕獲が困難になりつつあるオオクチバス・ブルーギルの効果的な捕獲技術や、現状では生息地が限られているコクチバス・チャンネルキャットフィッシュの蔓延防止技術の開発が必要。
- 電気ショッカー等の禁止漁具で外来魚を捕獲するには漁業調整規則の試験研究等の適用除外の許可が必要であるが、要件は①試験研究 ②教育実習 ③増養殖用の種苗採捕のみのため、外来魚の防除を目的として捕獲できるよう要件の緩和が必要。

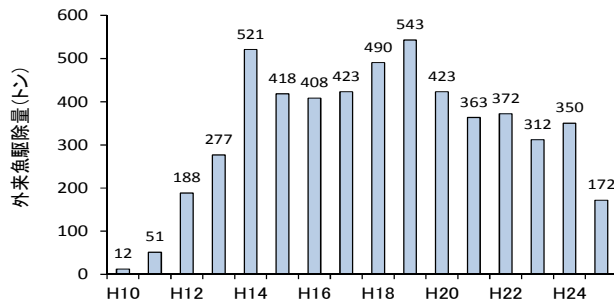
(2) 内水面における魚病対策について

- アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ感染症、コイヘルペスウイルス病など、外来の魚病により需要の低下、生産コスト増加などの被害が発生。水産動物の輸入にポジティブリスト制度の導入など新疾病の侵入を防ぐ水際対策の強化が必要。
- 水産用医薬品は魚種と疾病の種類で両方が使用が規制され、他の疾病の承認薬は効果があっても使えない。同じ魚種では全疾病で使用できるよう効能拡大が必要。

(本県の取組状況と課題)

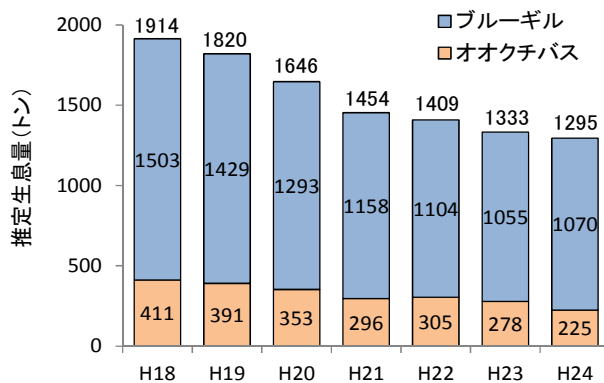
(1) 外来魚対策の推進について

■ 外来魚の駆除実績



- ◆ 県漁連による外来魚駆除は昭和60年度より行われ、平成14年度から強化。

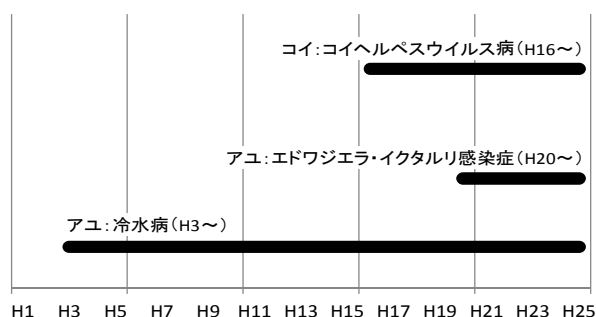
■ 外来魚生息量



- ◆ 駆除の成果により、外来魚生息量は減少傾向。
- ◆ 試験研究の位置づけで電気ショックボートを使用。漁業者みずから防除するには要件の緩和が必要。⇒

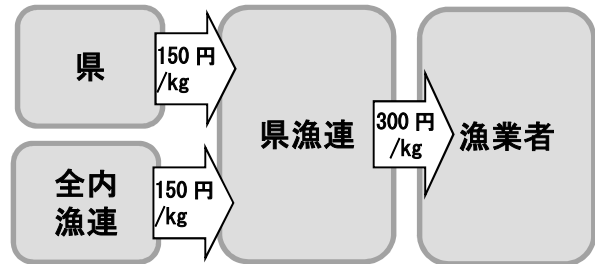
(2) 内水面における魚病対策について

■ 魚病の県内への侵入時期



- ◆ 平成元年以降、3つの魚病が侵入・定着。

■ 外来魚駆除の実施体制



- ◆ 漁業者に対して外来魚捕獲経費（300円/kg）を補助。
- ◆ 県と全内漁連で1/2ずつ負担。

■ 蔓延防止技術の開発



チャネルキャットフィッシュ コクチバス

- ◆ 今は生息域が限定しているが、拡大する脅威のある外来魚。

■ 漁業調整規則の改正



■ 水産用医薬品の効能拡大

《具体例》

アユのビブリオ病承認薬
【フロルフェニコール】
(商品名：アクアフェンL)

↓

冷水病、エドワジエラ・イクタルリ感染症にも治療効果があるが、使えない。

- ◆ 淡水魚養殖の市場規模は小さく、製薬会社による医薬品開発の取組は低調。